

ご案内

1. 当院は、厚生労働大臣が定める施設基準による看護を行っている保険医療機関です

当院は、同基準のうち『15対1入院基本料』の四国厚生支局長の承認を受けており、病棟ごとに、11名以上の看護職員が勤務しています

8:30 ~ 17:00 看護職員1名あたり受け持ち数 8名以内
16:30 ~ 0:45 看護職員1名あたり受け持ち数 35名以内
0:30 ~ 8:45 看護職員1名あたり受け持ち数 35名以内

全入院患者50人に1人以上の看護補助者という施設基準をみたしています

1. 当院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づく指定病院として徳島県知事指定を受けています

1. その他、厚生労働大臣の定める施設基準に係る届出として

- 精神病棟入院基本料（15対1）看護補助加算②
- 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- 入院時食事療養／生活療養（I）
- 精神科作業療法
- 精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- 精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- 医療保護入院等診療料
- 精神科身体合併症管理加算
- 看護配置加算

1. その他の指定として

- 労災保険指定医療機関
- 生活保護法による指定医療機関
- 結核予防法による指定医療機関
- 被爆者一般疾病医療機関
- 療養取扱機関指定